

決 裁	会 長	事 務 局	事務局 2.5.29 林

建管第288号

令和2年(2020年)5月28日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた北海道における取組等の送付について

日頃から本道の建設行政の推進にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、今月25日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言が解除されたことを受け、本道における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組を策定し、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに、感染を予防する「新しい生活様式」の実践など「新北海道スタイル」の構築に取り組んでいくこととしましたので、ご協力いただけるようお願いします。

また、この取組では事業者に対し、感染防止の徹底として、業種別ガイドラインを参考に具体的な取組を進め、感染拡大防止に向けた対策を要請することとなっておりますことから、国土交通省が策定した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、建設現場等の「三つの密」対策を徹底するなど、適切に対応されますようお願いいたします。

つきましては、これらの趣旨について貴団体の建設業者に対し、周知いただきますよう、御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた北海道における取組(令和2年5月25日)について
- (2) 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組【令和2年5月25日】
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧(5/25以降)
- (4) 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日版)

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年（2020年）5月25日

関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた北海道における
取組（令和2年5月25日）について（通知）

道では、本日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、北海道が特定警戒都道府県から解除されたことを受け、本道における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組を本日付けで別添のとおり策定しましたのでお知らせします。

北海道の感染状況は一時より改善していますが、引き続き感染拡大の防止に向けて取り組んでいくことが必要です。

道民の皆様や事業者の皆様のこれまでの感染拡大防止に向けた取組に感謝申し上げますとともに、引き続き道内の厳しい状況についてご理解いただき、「新しい生活様式」の取組である「新北海道スタイル」の実践にご協力いただけるようお願いいたします。

（送付資料）

- 1 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組【令和2年5月25日】
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）